

信号旗による進路信号

水島港では平成22年7月1日から信号旗による進路信号を導入しました。

<対象船舶>

水島港の港内を航行する船舶(信号旗を有しない場合又は夜間においては除かれます。)



前しょう(マスト)その他の見やすい場所に次の信号旗を掲げて下さい。

1代・M	上水島以東から出港する。 (港内航路を航行して出港し、これと接続する水島航路に入った時に海上交通安全法第7条の規定に基づき「1代・P」を表示しなければならない船舶にあっては「1代・M」に代えて「1代・P」を表示することができる。)
1代・T	上水島以西から出港する。
2代・A	西公共(一)2.6m物揚場からENEOS水島製油所A工場岸壁に至る間の係留施設に向かって航行する。
2代・B	東公共物揚場からENEOS水島製油所B工場棧橋に至る間又は呼松水路の係留施設に向かって航行する。
2代・C	旭化成C7棧橋から太平洋セメント棧橋に至る間の係留施設に向かって航行する。
2代・D	JFE倉敷A岸壁からJFE倉敷コークス積出棧橋に至る間の係留施設に向かって航行する。
2代・T・H	高梁川水路又は乙島の係留施設に向かって航行する。
2代・T・S	玉島地区(乙島を除く。)の係留施設に向かって航行する。
2代・F・M	JFE南側海域(AからE錨地)に向かって航行する。
2代・F・T	玉島人工島南側海域(FからP錨地)に向かって航行する。

